

政令第二百九十九号

著作権法施行令の一部を改正する政令

内閣は、著作権法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十三号）の施行に伴い、並びに著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項及び第三十七条の二（これらの規定を同法第八十六条第一項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。）、第四十七条の二（同法第八十六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十七条の五第一項及び第四十七条の六（これらの規定を同法第二百二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第四十九条第一項第七号の規定並びに第六十七条第一項及び第二項、第六十七条の二第七項並びに第七十条第八項（これらの規定を同法第百三条において準用する場合を含む。）並びに第二百二条第九項第七号の規定並びに同法第百三条において準用する同法第七十条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

「第二章 記録保存所（第三条―第七条）

第三章 美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複

目次中「第二章 記録保存所（第三条―第七条）」を 第四章 送信の障害の防止等のための複製に係る

第五章 送信可能化された情報の収集、整理及び

第六章 著作物等の送信の受信に準ずる行為（第

製等について講ずべき措置（第七条の二）

特定送信等（第七条の三・第七条の四） に、「第三章 著作物」を「第七章 著作物等」に、「第八条

提供の基準（第七条の五）

七条の六）

」

―第十二条」を「第七条の七―第十二条の二」に、「第四章」を「第八章」に、「第五章」を「第九章」に
、「第六章」を「第十章」に、「第七章」を「第十一章」に、「第八章」を「第十二章」に、「第九章」を
「第十三章」に、「第十章」を「第十四章」に改める。

第一条の三第一項中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改め、「国立国会図書館及び」を削り、「
定める職員」の下に「（以下「司書等」という。）」を加え、同項第二号中「次号において」を「以下」に

改める。

第二条及び第二条の二を次のように改める。

(視覚障害者等のための複製等が認められる者)

第二条 法第三十七条第三項(法第八十六条第一項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる施設を設置して視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者(イ、ニ又はチに掲げる施設を設置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社団法人等、ホに掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。)

イ 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項の知的障害児施設及び盲ろうあ児施設

ロ 大学等の図書館及びこれに類する施設

ハ 国立国会図書館

ニ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設

ホ 図書館法第二条第一項の図書館(司書等が置かれているものに限る。)

へ 学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）第二条の学校図書館

ト 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三の養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム

ム

チ 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び

同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

二 前号に掲げる者のほか、視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人（法第二条第六項に規定する法人をいう。以下同じ。）のうち、視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第二号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

（聴覚障害者等のための複製等が認められる者）

第二条の二 法第三十七条の二（法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）

の政令で定める者は、次の各号に掲げる利用の区分に応じて当該各号に定める者とする。

一 法第三十七条の二第一号（法第八十六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる利用 次に掲げる者

イ 身体障害者福祉法第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者（国、地方公共団体又は一般社団法人等に限る。）

ロ イに掲げる者のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち、聴覚障害者等のための複製又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

二 法第三十七条の二第二号（法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる利用 次に掲げる者（同号の規定の適用を受けて作成された複製物の貸出しを文部科学省令で定める基準に従って行う者に限る。）

イ 次に掲げる施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者（②に掲げる施設を

設置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社団法人等、(3)に掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。)

- (1) 大学等の図書館及びこれに類する施設
- (2) 身体障害者福祉法第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設
- (3) 図書館法第二条第一項の図書館(司書等が置かれているものに限る。)
- (4) 学校図書館法第二条の学校図書館

ロ イに掲げる者のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち、聴覚障害者等のための複製を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第一号ロ又は第二号ロの指定をしたときは、その旨を官報で告示する。
第十章を第十四章とする。

第六十五条中「第七十条第二項」の下に「(法第百三条において準用する場合を含む。)」を加える。
第九章を第十三章とし、第八章を第十二章とする。

第五十七条の九中「第九十五条第四項」を「第九十五条第五項」に改める。

第七章を第十一章とする。

第五十七条の二中「第九十五条の二第二項」を「第九十五条の三第二項」に改める。

第五十七条の三の表以外の部分中「第九十五条の二第四項」を「第九十五条の三第四項」に、「第九十五条第四項」を「第九十五条第五項」に、「第九十七条の二第四項」を「第九十七条の三第四項」に改め、同条の表第四十七条第一項の項中「第九十五条の二第三項」を「第九十五条の三第三項」に、「第九十七条の二第三項」を「第九十七条の三第三項」に、「第九十五条の二第五項」を「第九十五条の三第五項」に、「第九十七条の二第六項」を「第九十七条の三第六項」に改める。

第五十七条の四の表以外の部分中「第九十五条の二第四項」を「第九十五条の三第四項」に、「第九十七条の二第五項」を「第九十七条の三第五項」に、「第九十五条第十項」を「第九十五条第十一項」に改める。

第六章を第十章とする。

第四十六条及び第四十七条第一項中「第九十五条第四項」を「第九十五条第五項」に改める。

第四十九条の二第一項中「第九十五条第九項」を「第九十五条第十項」に改める。

第五十一条第三項中「第九十五条第四項」を「第九十五条第五項」に改める。

第五十二条第一項中「第九十五条第四項」を「第九十五条第五項」に改め、同項第一号中「第九十五条第五項各号」を「第九十五条第六項各号」に改め、同項第二号中「第九十五条第六項」を「第九十五条第七項」に改める。

第五十三条第一項中「第九十五条第十項」を「第九十五条第十一項」に改め、同条第三項中「第九十五条第九項」を「第九十五条第十項」に改める。

第五十四条第一項中「第九十五条第十一項」を「第九十五条第十二項」に改める。

第五十五条中「第九十五条第九項」を「第九十五条第十項」に改める。

第五十七条各号中「第九十五条第四項」を「第九十五条第五項」に改める。

第五章を第九章とし、第四章を第八章とする。

第三章の章名中「著作物」を「著作物等」に改める。

第三章中第八条の前に次の一条を加える。

（著作権者と連絡することができない場合）

第七条の七 法第六十七条第一項の政令で定める場合は、著作権者の氏名又は名称及び住所又は居所その他著作権者と連絡するために必要な情報（以下この条において「権利者情報」という。）を取得するために次に掲げるすべての措置をとり、かつ、当該措置により取得した権利者情報その他その保有するすべての権利者情報に基づき著作権者と連絡するための措置をとつたにもかかわらず、著作権者と連絡することができなかつた場合とする。

一 広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること。

二 著作権等管理事業者（著作権等管理事業法（平成十二年法律第三百三十一号）第二条第三項に規定する著作権等管理事業者をいう。）その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること。

三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること。

2 文化庁長官は、前項各号の定めをしたときは、その旨を官報で告示する。

第八条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

法第六十七条第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第八条第一項第一号中「（法第二条第六項の法人をいう。以下同じ。）」を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項に次の一号を加える。

六 法第六十七条の二第一項の規定により著作物を利用するときは、その旨

第八条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

法第六十七条第二項の政令で定める資料は、次に掲げる資料とする。

第八条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条の次に次の一条を加える。

（担保金の取戻し）

第八条の二 法第六十七条の二第一項の規定により担保金を供託した者は、当該担保金の額が同条第六項の規定により著作権者が弁済を受けることができる額を超えることとなったときは、その超過額を取り戻すことができる。

第九条第一項第一号中「前条第一項第一号から第三号まで及び第五号」を「第八条第一項第一号から第四

号まで」に改め、同条第二項第一号中「前条第二項第一号」を「第八条第二項第一号」に改める。

第十条第一項第一号中「第三号まで及び第五号」を「第四号まで」に改める。

第十二条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

文化庁長官は、法第六十七条の二第三項に規定する申請中利用者に対して法第七十条第五項の裁定をしない処分をした旨の通知をするとき（当該申請中利用者が当該処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができると至つた場合を除く。）は、併せて法第六十七条の二第四項の補償金の額を通知する。

第三章中第十二条の次に次の一条を加える。

（著作隣接権への準用）

第十二条の二 第七条の七から第八条の二まで及び前二条の規定は、法第百三条において法第六十七条第一項及び第二項、第六十七条の二第七項並びに第七十条第一項、第二項及び第八項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第八条第一項第六号中「法」とあるのは「法第百三条において準用する法」と、第八条の二中「法」とあるのは「法第百三条において準用する法」と、「同条第六項」とあるのは「法第百三条において準用する法第六項」と、前条中「法」とあるのは「法第百三

条において準用する法」と読み替えるものとする。

第三章を第七章とし、第二章の次に次の四章を加える。

第三章 美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等について講ずべき措置

第七条の二 法第四十七条の二の政令で定める措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

一 法第四十七条の二に規定する複製 当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさ又は精度が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすること。

二 法第四十七条の二に規定する公衆送信 次のいずれかの措置

イ 当該公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすること。

ロ 当該公衆送信を受信して行う著作物の複製（法第四十七条の八の規定により行うことができるものを除く。）を電磁的方法（法第二条第一項第二十号に規定する電磁的方法をいう。）により防止する手段であつて、著作物の複製に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物とともに

送信する方式によるものを用い、かつ、当該公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が文部科学省令で定めるイに規定する基準より緩やかな基準に適合するものとなるようにすること。

2 法第八十六条第一項において準用する法第四十七条の二の政令で定める措置は、同条に規定する複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさが文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすることとする。

第四章 送信の障害の防止等のための複製に係る特定送信等

(特定送信)

第七条の三 法第四十七条の五第一項（法第二百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める送信は、無線通信又は有線電気通信の送信で次に掲げるものとする。

- 一 受信者からの求めに応じ自動的に行う送信であつて自動公衆送信に該当するもの以外のもの
- 二 受信者からの求めに応じ自動的に行う送信以外の送信であつて電子メールの送信その他の文部科学省令で定めるもの

(特定送信をし得るようにするための行為)

第七条の四 法第四十七条の五第一項（法第二百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 電気通信回線に接続している特定送信装置の特定送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該特定送信装置の特定送信用記録媒体として加え、若しくは当該記録媒体を当該特定送信装置の特定送信用記録媒体に変換し、又は当該特定送信装置に情報を入力すること。

二 その特定送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該特定送信装置に情報が入力されている特定送信装置について、電気通信回線への接続（法第二条第一項第九号の五ロに規定する接続をいう。）を行うこと。

第五章 送信可能化された情報の収集、整理及び提供の基準

第七条の五 法第四十七条の六（法第二百二条第一項において準用する場合を含む。第二号において同じ。）の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 送信可能化された情報の収集、整理及び提供をプログラムにより自動的に行うこと。
- 二 文部科学省令で定める方法に従い法第四十七条の六に規定する者による収集を禁止する措置がとられ

た情報の収集を行わないこと。

三 送信可能化された情報を収集しようとする場合において、既に収集した情報について前号に規定する措置がとられているときは、当該情報の記録を消去すること。

第六章 著作物等の送信の受信に準ずる行為

第七条の六 法第四十九条第一項第七号の政令で定める行為は、法第四十七条の八の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を使用して当該著作物を利用するために必要なものとして送信される信号の受信とする。

2 前項の規定は、法第二百二条第九項第七号の政令で定める行為について準用する。この場合において、前項中「第四十七条の八」とあるのは「第二百二条第一項において準用する法第四十七条の八」と、「著作物」とあるのは「実演等」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

（障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

2 障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十八年政令第三百二十号）の

一部を次のように改正する。

第二十八条中「施行日」を「平成二十二年一月一日」に、「前条の規定」を「著作権法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第 号）」に、「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第一号チ」に改め、「（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）」を削る。